

令和 7 年 度

新宿区一般廃棄物処理計画

新 宿 区

目 次

1	計画の位置付け及び基本的な考え方と施策	1 ページ
2	年間処理量等の見込み	2 ページ
3	具体的な取組	5 ページ
4	分別の区分及び収集方法等	8 ページ
5	一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針	21 ページ
6	ごみ減量目標と実施事業評価	22 ページ

参考資料

令和7年度新宿区一般会計予算〔環境清掃費〕内訳

※ 本計画において、下記の用語については略称を用いる。

用語	略称
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	廃棄物処理法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）	廃棄物処理法施行令
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装リサイクル法
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）	家電リサイクル法
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）	食品リサイクル法
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）	プラスチック資源循環法
新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例	条例
新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則	規則
東京二十三区清掃一部事務組合	清掃一部事務

1 計画の位置付け及び基本的な考え方と施策

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条の規定に基づき令和5年2月に策定した「新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定）」を具体的実施するために年度ごとに定めるものである。

また、このうち一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項は、清掃一部事務組合が所管する。

(2) 基本的な考え方

- ・ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す。
- ・環境への負荷を抑え、効果的・効率的に事業を実施する。

(3) 具体的な施策

(1) 区民・事業者との協働による3Rの推進

区民・事業者の協力のもと、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）によりごみの発生自体を抑えるとともに、発生したごみは再利用（リサイクル）することで、資源を無駄にしない循環型社会を実現する。

(2) 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進

事業者への排出指導等を行い、事業者が主体的にごみの減量・資源化を推進する社会を実現する。

(3) 社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築

変化する社会情勢の中でも、安定的なごみ処理体制を維持し、区民が清潔で快適に暮らせる社会を実現する。

(4) 施行区域

新宿区 全域

2 年間処理量等の見込み

家庭から排出されるものと、事業者が排出するものの一部(原則として排出日量50kg未満の場合)を対象として、令和7年度は下記の処理量を見込む。

① 燃やすごみ	73,470 t/年
② 金属・陶器・ガラスごみ	1,829 t/年
③ 粗大ごみ	4,595 t/年
④ 古紙	6,635 t/年
⑤ びん	3,025 t/年
⑥ 缶	930 t/年
⑦ ペットボトル	2,158 t/年
⑧ 資源プラスチック(*1)	2,465 t/年
⑨ スプレー缶・カセットボンベ	93 t/年
⑩ 乾電池・小型充電式電池等	74 t/年
⑪ 蛍光灯	23 t/年
⑫ 使用済小型電子機器等	238 t/年
⑬ 粗大ごみからの金属分	48 t/年

※上記には、収集した金属・陶器・ガラスごみから資源物を選別し回収するピックアップ回収と公共施設等に設置した回収ボックス等による拠点回収を含む。

なお、区内から発生する持込ごみ(*2)は、日量約250t(主に燃やすごみ)である。

*1 資源プラスチックとは、容器包装プラスチック及び製品プラスチック(単一素材のものに限る)をいう。

*2 持込ごみとは、一般廃棄物処理業の許可業者等が収集する事業系一般廃棄物である。

資源・ごみ処理実績の推移（単位：t）

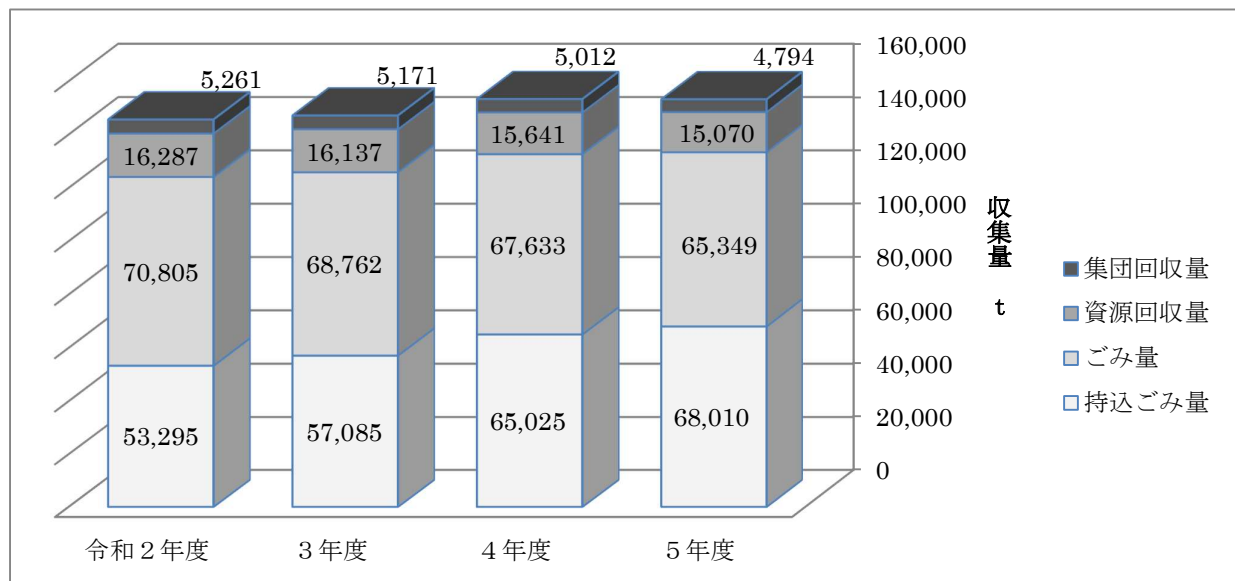
	種 別	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度 上半期	備 考
ご み	燃やすごみ	66,225	64,498	63,265	61,234	30,602	
	金属・陶器・ガラスごみ	1,670	1,541	1,466	1,360	634	
	粗大ごみ	2,911	2,723	2,902	2,755	1,564	
	ごみ計:A	70,805	68,762	67,633	65,349	32,800	
資 源 回 収	古紙 (紙パック含む)	7,242	7,214	7,123	6,720	3,283	
	資源プラスチック (白色トレイ含む)	1,751	1,780	1,743	1,713	1,055	令和5年度までは、容器包装プラスチックに限る。
	びん・缶 (スプレー缶・カセットボンベ含む)	4,937	4,796	4,451	4,277	2,084	
	ペットボトル	1,742	1,806	1,839	1,929	1,063	
	乾電池	75	72	71	67	28	
	使用済小型電子機器等	406	357	315	284	130	
	蛍光灯（水銀使用製品含む）	38	32	26	24	9	
	金属分	97	81	72	56	35	
	資源回収計:B	16,287	16,137	15,641	15,070	7,686	
	区収集合計:C	87,092	84,899	83,274	80,419	40,486	
	集団回収計:D	5,261	5,171	5,012	4,794	2,372	
	合●●●計:E	92,353	90,070	88,286	85,213	42,858	
	区民一人1日あたりの 区収集ごみ量(g): F	562	552	535	511	508	

- ※ 集団回収とは、地域の住民が自主的に資源の回収方法等を決め、回収業者に直接引き渡す方法である。
- ※ 資源回収は、ピックアップによる回収量を含む。
- ※ 6年度上半期の数値は、速報値である。
- ※ 端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

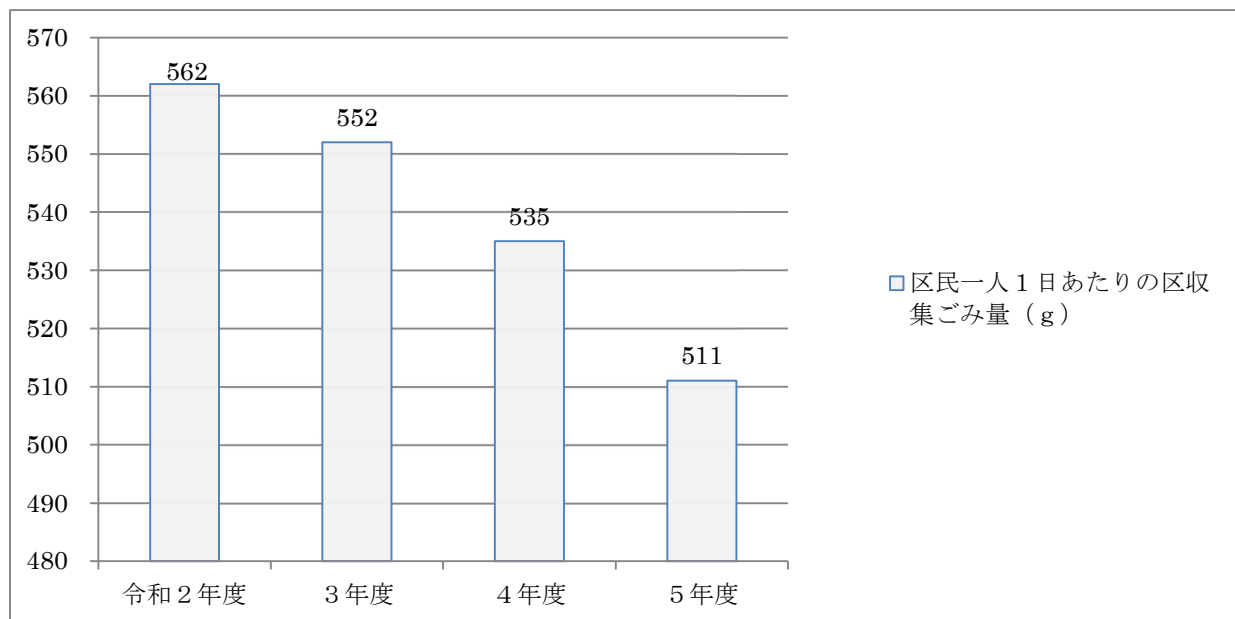
	令和2年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	備 考
持込ごみ量 (t)	53,295	57,085	65,025	68,010	－	

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備 考
人 口 (人)	345,231	341,222	346,279	349,226	352,717	各年度内1月1日現在の 数値(外国人含む)
世 帯 数(世帯)	219,464	216,903	223,207	227,339	231,609	

資源・ごみ収集量の推移



区民一人1日あたりの区収集ごみ量の推移 (持込ごみを除く)



3 具体的な取組

事業内容		区分
(1) 区民・事業者との協働による3Rの推進		
① 食品ロス削減の推進		
食品ロス削減協力店登録制度の推進		継続
様々な情報媒体（広報新宿、「さんあ〜る」、啓発動画・冊子）による食品ロス削減手法の発信		継続
フードドライブの推進		継続
モニター調査の実施		継続
② プラスチックごみ等の発生抑制（リデュース）		
使い捨てプラスチックの削減・使用の合理化に係る事業者・区民への普及啓発		継続
③ 不用品再使用（リユース）の促進		
新宿区立リサイクル活動センターにおける不用品の再利用事業や情報発信、区民や事業者との連携・協働によるイベント等の実施		継続
民間事業者との連携等によるリユースの促進		継続
④ 区民・事業者・区の連携		
○ 新宿区3R推進協議会の運営		
3R推進キャンペーンイベントの実施		継続
3R推進協議会への新規加入団体参加勧誘の継続的实施		継続
○ 「新宿環境アクションポイント」の拡充		
ポイント付与の対象となる活動の追加・見直し		継続
区民の利用を促進するための手法の検討		継続
○ 大学・専門学校との連携		
各種専門学校等との連携による3R関連事業の開催		継続
⑤ 地域で活躍する人材の育成		
○ 環境学習の充実		
区の将来を担う人材として、幼稚園・保育園・小学校等での環境教育、中学生の職場体験の受け入れ等の充実		継続
町会、地域団体等への「出前講座」の積極的対応		継続
○ 人材を育成する講座等の充実		
3R子ども講座の充実		継続
新宿区立リサイクル活動センターにおける各種講座の充実		継続
清掃協力会の活動への支援		継続
⑥ 区による資源回収の充実		
○ プラスチック使用製品廃棄物の資源化の拡大		
プラスチック使用製品廃棄物の分別回収・資源化の実施		継続
○ 新たな資源回収の検討		
金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみの資源化拡大の検討		継続
⑦ 地域主体の資源集団回収の促進		
町会・自治会、マンション管理組合等に対する資源集団回収参加勧誘の継続的实施		継続
資源集団回収実践団体、個人の表彰		継続

	資源集団回収事業者支援金の支給	継続
⑧ ごみの適正な分別と排出の徹底		
○ 資源としての「古紙」回収の促進		
	区民の分別排出徹底に向けた環境整備の検討	継続
○ 小型充電式電池等の資源回収		
	乾電池に加え小型充電式電池、ボタン電池の資源回収を実施	拡充
○ 多様な普及啓発		
	外国語チラシ及び資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の活用を図るほか、ごみの適正な分別へ向けた動画の作成による効果的な普及啓発の実施	継続
○ ふれあい指導の強化		
	ふれあい指導を強化に向けた体制の見直しの検討	継続
(2) 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進		
① 事業者への指導		
○ 事業用大規模建築物への指導		
	事業用大規模建築物への指導強化	継続
	e ラーニング（区のホームページに公開した、廃棄物管理責任者講習会の内容を要約した動画）による情報提供及び啓発	継続
○ 少量排出事業者への指導		
	ごみ処理券貼付に関する指導	継続
	日量50kg以上排出する事業者への指導徹底	継続
	繁華街地域の分別指導強化	継続
○ 一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導		
	一般廃棄物収集運搬業者等への許可	継続
	一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導における23区との連携	継続
② 事業系ごみの減量と資源化の促進		
○ 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進		
	事業者の排出責任を明確化及び適正排出と分別の推進	継続
○ 事業系ごみの区による収集の見直し		
	区収集が可能な事業系ごみの排出日量基準（日量50kg）の具体的な見直し	継続
	繁華街地域毎日収集の見直し	継続
○ 拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ		
		継続
(3) 社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築		
① 不法投棄への対応		
	不法投棄に伴う廃棄物への対策	継続
	夜間に不法投棄等が多い資源・ごみ集積所を対象とした「不法投棄対策夜間パトロール」の実施	継続
	地域との協働によるルール徹底	継続
	不法投棄対策用カメラの活用	継続
	関係機関（警察、東京都第三建設事務所・みどり土木部）との連携強化	継続
② 医療系廃棄物の適正処理の推進		

	「感染性廃棄物を適正に処理するために」(冊子)を活用した、医療関係機関等への周知の徹底	継続
③ 作業の効率化と適切な費用負担		
○ 収集運搬作業の効率化		
	「資源・ごみ集積所」の適正な管理	継続
	資源回収容器及び防鳥ネットの貸し出し	継続
	カラス対策のための早朝収集作業の実施（歌舞伎町一丁目（1,2番を除く））	継続
	適正処理困難物等への対応	継続
	環境負荷の少ない車両の使用（ハイブリッド車、電気自動車）	継続
○ 新宿中継・資源センターの運営		
	金属・陶器・ガラスごみに係る中継作業施設の活用	継続
○ 適切な費用負担		
	廃棄物処理手数料原価と現行手数料の整合性に向けた検討	継続
④ 清掃一部事務組合等との連携		
	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理等について共同処理を行うための清掃一部事務組合との連携	継続
	特別区清掃主管部長会・清掃リサイクル主管課長会における清掃一部事務組合・東京都等との連携	継続
	大規模災害時の廃棄物処理における23区、清掃一部事務組合、東京都との連携	継続
⑤ 災害廃棄物の迅速な処理		
	平時における災害廃棄物の排出方法の周知	継続

4 分別の区分及び収集方法等

○「資源・ごみ集積所」

区が条例の規定に基づき処理する「家庭廃棄物」、「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」（これらのうち、動物の死体、し尿及び粗大ごみを除く。）の排出すべき場所として区長が確認した場所をいう。

(1) ごみ

種 別	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等
燃やすごみ (生ごみ、紙くず、衣類、草木類、紙おむつ、食用油、他の素材が含まれるプラスチック製品、汚れの取れない資源プラスチック、ゴム、皮革製品等。資源を除く。)	区内全域	区が原則として週2回収集する。	自動車による。	清掃一部事務組合が管理する清掃工場での中間処理した後、埋立処分する。	燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ、資源等に分別し、規則第27条第1項に定める基準に適合した容器にそれぞれ収納し、別表1に定める収集曜日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出すること。 ただし、容器の持ち出し及び引き取りが困難である場合は、規則第27条第2項に定める基準に適合した袋による持ち出しを認める。 なお、条例第44条第1項に定める排出禁止物(別表2のとおり)を排出してはならない。
金属・陶器・ガラスごみ (金属、陶器、ガラス、小型家電製品等。資源を除く。)		区が原則として月2回収集する。		再生可能な資源等の分別後、新宿中継・資源センターにて小型収集車から大型コンテナ車に積み替え、清掃一部事務組合が管理する施設での中間処理した後、埋立処分する。蛍光灯等水銀使用製品は、委託事業者による適正処理を行い、資源化を図る。	金属・陶器・ガラスごみのうち、刃物類は直接刃が出ないように厚紙等に包み、「危険」と表示し排出する。 ライターはなるべく使いきり、中身の見える別袋で排出すること。 水銀使用製品のうち蛍光灯は購入時のケースに入れるか新聞紙などに包み、水銀体温計・水銀血圧計は中身の見える小袋に入れ水銀が漏れないようにして、他のごみとは別にして排出すること。 ただし、この方法により難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
資源（リサイクルを目的として分別して収集するもので、以下のものをいう。）					
古 紙	区内全域	区が原則として週1回収集する。	自動車による。	再生可能な資源として処理する。	新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、紙パックの品目に分け、ひも等で束ねるとともに、雑誌については紙袋に入れ、別表1に定める収集曜日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出すること。 なお、紙パックを排出する場合は、洗浄し、切り開いて乾燥させてから排出すること。
資源プラスチック (汚れの取れない資源プラスチックを除く。)				プラスチック資源循環法に基づき区が作成した再商品化計画による処理ルートで資源化する。	簡易な洗浄等を行い、規則第27条第2項に定める基準に適合した袋により別表1に定める収集曜日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出すること。

種 別		収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等
家庭廃棄物	資源（リサイクルを目的として分別して収集するもので、以下のものをいう。）					
	びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池・小型充電式電池等	区内全域	区が原則として週 1 回収集する。	自動車による。	再生可能な資源として処理する。びん（白色・茶色・リターナブルを除く）は、容器包装リサイクル法による処理ルートで資源化する。	なるべく中身を使い切り、更に飲食等に用いた容器については簡易な洗浄を行い、規則第 27 条第 2 項に定める基準に適合した袋または、区が貸与した資源回収用容器により別表 1 に定める収集曜日に、品目毎に袋に入れてあらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出すること。なお、ペットボトルはキャップとラベルを資源プラスチックに分別し、簡易な圧縮をして排出すること。小型充電式電池は絶縁処理をして排出すること。ただし、この方法により難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
	粗大ごみ （但し、原則次のものを除く。 ・家電リサイクル法の対象品目 ・指定再資源化製品廃棄物）		区民の申込に基づき区が収集する。		金属等再生可能な資源の分別後、原則として清掃一部事務組合が管理する施設で中間処理し埋立処分する。	粗大ごみ受付センターに申し込み、条例第 42 条に定める有料粗大ごみ処理券を貼付して、あらかじめ定められた日に排出すること。なお、PCB、蛍光灯等の水銀使用製品を除去した後に排出すること。ただし、この方法により難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
	家電リサイクル法対象品目		排出者が自ら指定引取場所に持ち込むものの他は、廃棄物処理業者等による。		家電リサイクル法による処理ルートで資源化する。	排出者が自ら指定引取場所に持ち込む場合を除き、買い替えの場合は、新しい製品を購入する販売店へ申し込むこと。また、処分のみの場合は、処分する製品を購入した販売店へ申し込むこと。前記の方法で申し込むことが困難な場合は、家電受付センター等へ申し込むこと。排出者は、自ら指定引取場所に持ち込む場合は、リサイクル料金を負担し、それ以外の場合は廃棄物処理業者等の指示により、リサイクル料金及び収集運搬料金を負担すること。ただし、この方法により難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
	指定再資源化製品廃棄物		再生利用を目的とし適正に収集運搬する者による。		資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき製造業者等が再資源化を行う。	製造事業者等に申し込むこと。排出者は製造事業者等の指示により回収リサイクル料金等を負担すること。ただし、この方法により難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
	パーソナルコンピュータ					
	密閉型蓄電池 （いわゆる小型充電式電池）					製造事業者等が設置する回収拠点に持ち込むこと。または、規則第 27 条第 2 項に定める基準に適合した袋により別表 1 に定める収集曜日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出すること。ただし、この方法により難いと区長

						が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
--	--	--	--	--	--	---------------------------

※ 上記分別の外に、紙パック、白色トレイ、使用済小型電子機器等については、拠点回収を実施する。

※ 引越荷物運送業者が排出者から政令に準拠した委任を受けて、あらかじめ新宿清掃事務所に登録した倉庫において管理する粗大ごみについては、新宿区において、普通ごみに係る一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。

種 別	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等
事業系廃棄物	事業系一般廃棄物 (一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の一部を含む。)	区内全域	事業者が自らの責任で行うもの 他は、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもの 他は、清掃一部事務組合が管理する清掃工場で中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみに分別し、規則第27条第1項に定める基準に適合した容器にそれぞれ収納し、条例第58条の規定に定める有料ごみ処理券を貼付して、別表1に定める収集曜日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出しなければならない。 ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出に当って事業者は、条例第48条または第57条に定める保管場所を活用し所定の場所に排出するなど区の指示に従うこと。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、清掃一部事務組合の施設を利用して処分する場合は、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみに分別するなど区の指示に従うこと。 また、条例第44条第1項に定める排出禁止物(別表2のとおり)を排出してはならない。
	一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	区内全域	事業者が自らの責任で行うもの 他は、一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が原則として月2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもの 他は、再生可能な資源等の分別後、新宿中継・資源センターにて小型収集車から大型コンテナ車に積み替え、清掃一部事務組合が管理する施設で中間処理した後、埋立処分する。 蛍光灯等水銀使用製品は、委託事業者による適正処理を行い、資源化を図る。	
	資源(リサイクルを目的として分別して収集するもので、以下のものをいう。)				
	古紙	区内全域	事業者が自らの責任で行うもの 他は、区が原則として週1回収集する。	事業者が自らの責任で行うもの 他は、再生可能な資源として処理する。	区が収集する場合は、新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、紙パックの品目毎にひも等で束ねて、条例第58条に定める有料ごみ処理券を貼付して別表1に定める収集曜日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出しなければならない。 ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出に当って事業者は、条例第48条または第57条に定める保管場所を活用し所定の場所に排出するなど区の指示に従うこと。
	資源プラスチック			事業者が自らの責任で行うもの 他は、再生可能な資源として処理する。	区が収集する場合は、簡易な洗浄等を行い、条例第58条に定める有料ごみ処理券を貼付して別表1に定める収集曜日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出しなければならない。 なお、排出に当って事業者は、条例第48条または第57条に定める保管場所を活用し、所定の場所に排出するなど区の指示に従うこと。

	びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池・小型充電式電池等				事業者が自らの責任で行うものの他は、再生可能な資源として処理する。びん（白色・茶色・リターナブルを除く）は、容器包装リサイクル法による処理ルートで資源化する。	区が収集する場合は、なるべく中身を使い切り、飲食等に用いた容器については簡易な洗浄を行い、更にペットボトルはキャップとラベルを除去し簡易な圧縮をし、小型充電式電池は絶縁処理をした上で、品目毎に袋に入れて、「資源・ごみ集積所」に、条例第58条に定める有料ごみ処理券を貼付して別表1に定める収集曜日に、あらかじめ定められた「資源・ごみ集積所」へ排出しなければならない。 なお、排出に当って事業者は、条例第48条または第57条に定める保管場所を活用し所定の場所に排出するなど区の指示に従うこと。
--	--	--	--	--	---	---

※ 事業系一般廃棄物においては、食品リサイクル法または自家処理により区外の処理施設に搬出の上、資源化等をする場合がある。なお、区外へ搬出する場合は、事業者は事前に新宿区及び受入れ区市町村と協議すること。

※ 「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条第4項及び廃棄物処理法施行令第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下かつ平均排出日量が50kg未満の事業者からの申入れに対し区が収集を決定した場合のものをいう。

（２）し尿、浄化槽汚泥等

種 別	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等
事業活動に伴って生じたし尿	区内全域	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	原則として一般廃棄物処分業の許可を受けた者が処分する。	
浄化槽汚泥 ディスポーザ汚泥 し尿混じりのビルピット汚泥					

※ し尿（事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。）について、くみ取り便所は現存しないが、今後発生した場合は、近隣区との共同処理により収集する。

（３）動物死体

収集方法	運搬方法	処分方法	排出者の協力義務等
占有者または管理者が自らの責任で行うものの他は、届出により区が収集する。	占有者または管理者が自らの責任で行うものの他は、自動車による。	占有者または管理者が自らの責任で行うものの他は、火葬により処分する。	区に収集を依頼する場合は、規則第30条に定める動物死体届出書により区長へ届け出ること。 収集、運搬及び処分に困難を生じないように区の指示に従うこと。

別表 1

地 域	燃やすごみ	金属・陶器・ガラスごみ	資源 (古紙、資源プラスチック、びん・缶・ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池・小型充電式電池等)	排出時間	管轄 (※)
愛住町	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	木曜日	収集曜日の朝、午前8時までに排出すること	東
赤城下町	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
赤城元町	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
揚場町	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
荒木町 (21～23番地)	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	木曜日		東
荒木町 (上記を除く)	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
市谷加賀町1・2丁目	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
市谷甲良町	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
市谷砂土原町1～3丁目	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
市谷左内町	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
市谷鷹匠町	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
市谷田町1丁目	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
市谷田町2・3丁目	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
市谷台町 (1,3,5,7,9,11,13番)	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
市谷台町 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第2・第4木曜日	金曜日		東
市谷長延寺町	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
市谷仲之町	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
市谷八幡町	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
市谷船河原町 (1,3～8,12,14番地)	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
市谷船河原町 (上記を除く)	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
市谷本村町	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
市谷薬王寺町 (1～15番)	水曜日・土曜日	第1・第3火曜日	月曜日		東
市谷薬王寺町 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
市谷柳町 (1～7,45,46番地、47番地の一部、48～50番地)	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	火曜日		東
市谷柳町 (8～11,23～35番地)	水曜日・土曜日	第1・第3火曜日	月曜日		東
市谷柳町 (15～22,37～43番地)	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
市谷柳町 (47番地の一部)	水曜日・土曜日	第1・第3木曜日	月曜日		東
市谷山伏町	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	火曜日		東

地 域	燃やすごみ	金属・陶器・ガラスごみ	資源 (古紙、資源プラスチック、びん・缶・ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池・小型充電式電池等)	排出時間	管 轄 (※)
岩戸町 (9番地、10番地の一部、11～23番地)	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日	収集曜日の朝、午前8時までに排出すること	東
岩戸町 (9番地、10番地の一部、11～23番地)	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
岩戸町 (10番地の一部)	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
榎町 (79番地)	水曜日・土曜日	第1・第3火曜日	月曜日		東
榎町 (上記を除く)	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	火曜日		東
大久保1丁目	火曜日・金曜日	第1・第3木曜日	土曜日		歌
大久保2・3丁目	火曜日・金曜日	第1・第3月曜日	木曜日		新
改代町	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
神楽河岸	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
神楽坂1～4丁目	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
神楽坂5丁目 (21～24番地)	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	火曜日		東
神楽坂5丁目 (上記を除く)	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
神楽坂6丁目 (2～39番地)	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
神楽坂6丁目 (上記を除く)	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	火曜日		東
霞ヶ丘町	火曜日・金曜日	第1・第3月曜日	水曜日		東
片町 (5～8番)	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
片町 (上記を除く)	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
歌舞伎町1丁目	月曜日～土曜日	火曜日	月曜日(びん・缶等) 金曜日(古紙・資源プラスチック)	収集曜日の朝、午前6時30分までに排出すること	歌
歌舞伎町2丁目	月曜日～土曜日	火曜日	月曜日(びん・缶等) 金曜日(古紙・資源プラスチック)	収集曜日の朝、午前8時までに排出すること	歌
上落合1丁目	水曜日・土曜日	第2・第4木曜日	月曜日		新
上落合2・3丁目	水曜日・土曜日	第1・第3火曜日	月曜日		新
河田町	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東

地 域	燃やすごみ	金属・陶器・ガラスごみ	資源 (古紙、資源プラスチック、びん・缶・ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池・小型充電式電池等)	排出時間	管 轄 (※)
喜久井町	水曜日・土曜日	第 1・第 3 木曜日	月曜日	収集曜日の 朝、午前8時 までに排出 すること	東
北新宿1丁目	月曜日・木曜日	第 2・第 4 土曜日	火曜日		歌
北新宿2丁目	水曜日・土曜日	第 2・第 4 木曜日	月曜日		歌
北新宿3丁目	水曜日・土曜日	第 2・第 4 金曜日	月曜日		歌
北新宿4丁目	水曜日・土曜日	第 2・第 4 木曜日	月曜日		新
北町 (1～40 番地、41 番地の一部)	月曜日・木曜日	第 2・第 4 金曜日	土曜日		東
北町 (41 番地の一部)	月曜日・木曜日	第 2・第 4 水曜日	土曜日		東
北山伏町	月曜日・木曜日	第 1・第 3 金曜日	火曜日		東
細工町	月曜日・木曜日	第 2・第 4 金曜日	土曜日		東
左門町 (1,2,6～12,16～20 番地)	火曜日・金曜日	第 1・第 3 月曜日	水曜日		東
左門町 (上記を除く)	火曜日・金曜日	第 1・第 3 土曜日	水曜日		東
信濃町 (12～34 番地)	火曜日・金曜日	第 1・第 3 月曜日	水曜日		東
信濃町 (上記を除く)	火曜日・金曜日	第 1・第 3 土曜日	水曜日		東
下落合1丁目	水曜日・土曜日	第 1・第 3 木曜日	金曜日		新
下落合2～4丁目	月曜日・木曜日	第 2・第 4 水曜日	火曜日		新
下宮比町	月曜日・木曜日	第 2・第 4 水曜日	土曜日		東
白銀町 (12～18 番地)	月曜日・木曜日	第 2・第 4 水曜日	土曜日		東
白銀町 (上記を除く)	月曜日・木曜日	第 1・第 3 水曜日	火曜日		東
新小川町	月曜日・木曜日	第 2・第 4 水曜日	土曜日		東
新宿1丁目	火曜日・金曜日	第 1・第 3 土曜日	水曜日		東
新宿2丁目	火曜日・金曜日	第 2・第 4 土曜日	水曜日		東
新宿3丁目	月曜日～土曜日	火曜日	月曜日(びん・缶等) 金曜日(古紙・資源プラスチック)		歌
新宿4丁目	月曜日～土曜日	火曜日	金曜日		歌
新宿5丁目 (1～16 番)	火曜日・金曜日	第 1・第 3 月曜日	水曜日		歌

地 域	燃やすごみ	金属・陶器・ガラスごみ	資源 (古紙、資源プラスチック、びん・缶・ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池・小型充電式電池等)	排出時間	管 轄 (※)
新宿5丁目 (17,18 番)	月曜日～土曜日	火曜日	月曜日(びん・缶等) 金曜日(古紙・資源プラスチック)	収集曜日の朝、午前8時までに排出すること	歌
新宿6・7丁目	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	水曜日		歌
水道町	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
須賀町	火曜日・金曜日	第1・第3月曜日	水曜日		東
住吉町 (1,2 番)	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	木曜日		東
住吉町 (3,4 番)	水曜日・土曜日	第2・第4木曜日	金曜日		東
住吉町 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
大京町	火曜日・金曜日	第1・第3土曜日	水曜日		東
高田馬場1・2丁目	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		新
高田馬場3・4丁目	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		新
笹笥町 (1～32 番地)	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	火曜日		東
笹笥町 (33～43 番地、44 番地の一部)	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
笹笥町 (44 番地の一部)	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
築地町	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
津久戸町	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
筑土八幡町 (1 番)	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
筑土八幡町 (上記を除く)	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
天神町 (63～85 番地)	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	火曜日		東
天神町 (上記を除く)	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
戸塚町1丁目	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	水曜日		新
富久町 (8,9 番)	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	木曜日		東
富久町 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第2・第4木曜日	金曜日		東
戸山1㍿、3丁目	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	水曜日		新
戸山2丁目	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		新
内藤町	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	木曜日		東
中井1・2丁目	水曜日・土曜日	第1・第3火曜日	月曜日		新

地 域	燃やすごみ	金属・陶器・ガラスごみ	資源 (古紙、資源プラスチック、びん・缶・ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池・小型充電式電池等)	排出時間	管 轄 (※)
中落合1・2丁目	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	火曜日	収集曜日の朝、午前8時までに排出すること	新
中落合3丁目	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	土曜日		新
中落合4丁目	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	土曜日		新
中里町	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
中町	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
納戸町	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
西落合1丁目	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	土曜日		新
西落合2～4丁目	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		新
西五軒町	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	火曜日		東
西新宿1丁目	月曜日～土曜日	火曜日	月曜日(びん・缶等) 金曜日(古紙・資源プラスチック)		歌
西新宿2・3丁目	水曜日・土曜日	第1・第3月曜日	木曜日		歌
西新宿4丁目	水曜日・土曜日	第1・第3金曜日	木曜日		歌
西新宿5丁目	水曜日・土曜日	第2・第4木曜日	月曜日		歌
西新宿6丁目	月曜日・木曜日	第1・第3水曜日	土曜日		歌
西新宿7・8丁目	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	火曜日		歌
西早稲田1㈬、3丁目	火曜日・金曜日	第1・第3土曜日	水曜日		新
西早稲田2丁目	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	水曜日		新
二十騎町	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
払方町	月曜日・木曜日	第2・第4金曜日	土曜日		東
原町1丁目 (14～17番地)	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
原町1丁目 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第1・第3木曜日	月曜日		東
原町2丁目 (1～8番地の一部、9～12,30～43番地)	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
原町2丁目 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第1・第3木曜日	月曜日		東
原町3丁目 (1～9,84～89番地)	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
原町3丁目 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第1・第3木曜日	月曜日		東

地 域	燃やすごみ	金属・陶器・ガラスごみ	資源 (古紙、資源プラスチック、びん・缶・ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池・小型充電式電池等)	排出時間	管 轄 (※)
馬場下町 (60～63 番地)	水曜日・土曜日	第 1・第 3 火曜日	月曜日	収集曜日の 朝、午前8時 までに排出 すること	東
馬場下町 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第 1・第 3 木曜日	月曜日		東
東榎町	月曜日・木曜日	第 1・第 3 金曜日	火曜日		東
東五軒町	月曜日・木曜日	第 1・第 3 水曜日	火曜日		東
百人町1丁目	月曜日・木曜日	第 1・第 3 土曜日	金曜日		歌
百人町2丁目	火曜日・金曜日	第 1・第 3 水曜日	土曜日		歌
百人町3・4丁目	水曜日・土曜日	第 1・第 3 木曜日	金曜日		新
袋町	月曜日・木曜日	第 2・第 4 水曜日	土曜日		東
舟町 (1～6 番地)	火曜日・金曜日	第 2・第 4 月曜日	木曜日		東
舟町 (上記を除く)	火曜日・金曜日	第 2・第 4 土曜日	木曜日		東
弁天町 (1～30,106～176 番地)	水曜日・土曜日	第 1・第 3 木曜日	月曜日		東
弁天町 (32～105 番地)	月曜日・木曜日	第 1・第 3 金曜日	火曜日		東
弁天町 (177,178 番地)	水曜日・土曜日	第 1・第 3 火曜日	月曜日		東
南町	月曜日・木曜日	第 2・第 4 金曜日	土曜日		東
南榎町	月曜日・木曜日	第 1・第 3 金曜日	火曜日		東
南元町	火曜日・金曜日	第 1・第 3 月曜日	水曜日		東
南山伏町	月曜日・木曜日	第 2・第 4 金曜日	土曜日		東
山吹町 (1,11～21,81～131,291,331 番地)	月曜日・木曜日	第 1・第 3 金曜日	火曜日		東
山吹町 (4～7,258～270,293～318 番地)	月曜日・木曜日	第 1・第 3 水曜日	火曜日		東
山吹町 (332～366 番地)	水曜日・土曜日	第 1・第 3 火曜日	月曜日		東
矢来町 (1～111 番地)	月曜日・木曜日	第 1・第 3 金曜日	火曜日		東
矢来町 (上記を除く)	月曜日・木曜日	第 1・第 3 水曜日	火曜日		東
横寺町	月曜日・木曜日	第 1・第 3 金曜日	火曜日		東
余丁町 (1～6 番)	水曜日・土曜日	第 2・第 4 木曜日	金曜日		東
余丁町 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第 2・第 4 火曜日	金曜日		東
四谷1丁目 (1,2 番地,6 番,9～18 番地)	火曜日・金曜日	第 1・第 3 月曜日	水曜日		東
四谷1丁目 (上記を除く)	火曜日・金曜日	第 2・第 4 月曜日	木曜日		東
四谷2丁目 (1,4～8,11,14 番地)	火曜日・金曜日	第 1・第 3 月曜日	水曜日		東

地 域	燃やすごみ	金属・陶器・ガラスごみ	資源 (古紙、資源プラスチック、びん・缶・ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池・小型充電式電池等)	排出時間	管 轄 (※)
四谷2丁目 (上記を除く)	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日	収集曜日の 朝、午前8時 までに排出 すること	東
四谷3丁目 (1,4,5,8 番地)	火曜日・金曜日	第1・第3月曜日	水曜日		東
四谷3丁目 (2,3,6,7 番地)	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
四谷3丁目 (9,12,13 番地)	火曜日・金曜日	第1・第3土曜日	水曜日		東
四谷3丁目 (10,11,14 番地)	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	木曜日		東
四谷4丁目 (1,4～7,25～32 番地、33,34 番地の一部)	火曜日・金曜日	第1・第3土曜日	水曜日		東
四谷4丁目 (2,3,8～24 番地、33,34 番地の一部)	火曜日・金曜日	第2・第4土曜日	木曜日		東
四谷坂町	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
四谷三栄町	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
四谷本塩町	火曜日・金曜日	第2・第4月曜日	木曜日		東
若葉1～3丁目	火曜日・金曜日	第1・第3月曜日	水曜日		東
若松町 (1～9 番)	水曜日・土曜日	第2・第4火曜日	金曜日		東
若松町 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第1・第3木曜日	月曜日		東
若宮町	月曜日・木曜日	第2・第4水曜日	土曜日		東
早稲田町 (5,9～12,27 番地)	水曜日・土曜日	第1・第3木曜日	月曜日		東
早稲田町 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第1・第3火曜日	月曜日		東
早稲田鶴巻町 (545,546 番地)	月曜日・木曜日	第1・第3金曜日	火曜日		東
早稲田鶴巻町 (上記を除く)	水曜日・土曜日	第1・第3火曜日	月曜日		東
早稲田南町	水曜日・土曜日	第1・第3木曜日	月曜日		東

※管轄の表示 新＝新宿清掃事務所 東＝新宿東清掃センター 歌＝歌舞伎町清掃センター

別表 2

排出禁止物（根拠：条例第 4 4 条第 1 項）

区分	例示
有害性の物	ガスボンベ（プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等）、石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル等）、工業薬品（塩酸、硫酸、硝酸、クロム等）、印刷用インク、現像液、自動車用燃料添加剤、バッテリー、消火器、医療・鍼灸等施術用の針等の鋭利なもの（鋭利な部分を容器で覆っているものを含む）
危険性のある物	
引火性のある物	
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物に指定されている物	
家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物処理施設の機能に支障が生ずる物	自動車、オートバイ、ピアノ、耐火金庫、ブロック、レンガ、コンクリート製品、石膏ボード、タイル、エンジン駆動付製品、コンデンサー等
法第 6 条の 3 の規定に基づき指定された一般廃棄物（廃スプリングマットレスは除く）	・廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。） ・廃テレビ受信機（25 型以上の大きさのものに限る。） ・廃電気冷蔵庫（250 リットル以上の内容積を有する物に限る。）

5 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和3年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に新宿区と協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和2年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

6 ごみ減量目標と実施事業評価

(1) ごみ減量目標

「新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定）」では、計画期間（令和 5 年度から令和 9 年度）内に、以下に示すごみ減量目標の達成を目指すとしている。

区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量	令和 9 年度までに 108 g 削減し、444 g を目指す。 【令和 3 年度比】
ごみ総排出量	令和 9 年度までに約 1.1 万 t 削減し、114,207 t を目指す。 【令和 3 年度比】

令和 7 年度は、「3 具体的な取組」における 1 つの拡充事業、5 3 の継続事業を実施し、ごみの減量及び資源化の推進を図り、以下の目標達成を目指す。

○令和 7 年度一般廃棄物処理計画のごみ減量目標

- ・区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量：480 g
- ・ごみ総排出量：118,087 t

(2) 実施事業評価

本計画における事業の評価については、ごみ減量目標や事業の効果等を測定するためのデータとして設定する取組指標を用い、各具体施策の評価確認を行う。

○基本指標

- ・区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量
- ・ごみ総排出量

○取組指標

- ・主要な施策の進捗状況

(3) 事業の点検・見直し

各目標・指標に基づく評価により、各実施事業の達成度等を勘案して、見直しが必要な事業、より取組を推進すべき事業を点検し、翌年度の計画に反映していく。

参 考 資 料

・参 考 令和7年度 新宿区 一般会計予算〔環境清掃費〕内訳

(単位：千円)

環境清掃総務費		4, 3 6 8, 9 8 4
環境清掃関係職員の給与費及び管理事務等に要する経費		
1 職員費 230人(再任用短時間職員15人含む)		1, 7 5 9, 7 1 6
(1) 給料		7 6 8, 6 3 5
(2) 諸手当等		9 9 1, 0 8 1
4 リサイクル清掃審議会の運営		8 4 6
5 清掃協力会の活動支援 3協力会		6 1 5
6 廃棄物情報管理システム機器賃借料等		9, 5 2 2
7 一般廃棄物処理業の許可事務等		1 2 7
8 職員の安全管理		2 2, 5 1 3
9 清掃一部事務組合分担金		2, 5 6 5, 8 5 4
10 清掃協議会分担金		4 0 0
11 一般事務費		9, 3 9 1
資源清掃事業費		4, 5 7 1, 5 7 2
清掃事業及びリサイクルの推進に要する経費		
1 ごみの発生抑制		2 6, 8 6 7
(1) 普及啓発		1 8, 7 8 5
(2) 3R推進協議会の運営等		3, 5 9 0
(3) 食品ロス削減の推進		4, 4 9 2
2 事業系ごみの減量推進		2, 8 1 4
3 直営車両の維持管理 車両47台		3 7, 5 6 8
4 収集車両等の更新		6 9, 7 0 6
収集車両1台・コンテナボックス5個		
5 収集車両の雇上げ		1, 4 9 2, 7 7 0
6 収集作業の運営		5 5 4, 8 0 1
7 粗大ごみ処理負担金		8 4, 6 6 0
8 有料ごみ処理券の交付等		4 2, 6 4 3
9 資源回収の推進		2, 0 4 0, 9 3 0
(1) リサイクル活動団体への支援		8 4, 4 3 5
(2) 古紙の回収		3 2 1, 8 3 1
(3) びん・缶の分別回収		8 2 0, 0 3 1
(4) ペットボトルの回収		4 0 8, 5 8 2
(5) 乾電池の回収		1 2, 0 9 2
(6) 白色トレイの回収		1, 2 3 7
(7) プラスチックの回収		5 7 3, 5 3 0
(8) 小型電子機器等の回収		8, 1 1 5

	(9) 蛍光灯等の回収	6, 1 6 5
	10 自動販売機対策の推進	8 2
	11 本庁舎外事業所の資源回収	2 1, 7 3 0
	12 一般事務費	1, 9 1 3
	環境清掃施設費	5 4 1, 9 7 0
	環境清掃施設の管理運営等に要する経費	
	2 清掃事務所の管理運営 1所 2センター	1 2 0, 7 2 5
	(1) 管理運営費	1 2 0, 7 2 5
	(2) 設備整備	0
	(3) 計画修繕	0
	3 新宿中継・資源センター	3 0 5, 7 5 7
	(1) 中継車両の雇上げ	7 2, 3 1 1
	(2) 中継作業の運営	1 9 0, 1 2 7
	(3) 維持管理	4 0, 5 1 6
	(4) 設備整備	0
	(5) 照明設備LED化	2, 8 0 3
	4 スtockヤードの維持管理 1所	4 1 9
	5 リサイクル活動センターの管理運営 2所	1 1 5, 0 6 9
	(1) 管理運営費	1 1 5, 0 6 9
	(2) 設備整備	0
	(3) 計画修繕	0

※ 事業番号で抜けているものは環境業務に要する経費であるため、掲載を省いた。

発行 新宿区 環境清掃部 ごみ減量リサイクル課
新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
電話０３－５２７３－３３１８
Fax ０３－５２７３－４０７０